

2024年1月24日

各 位

会 社 名 サムティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 靖展
(東証プライム市場・コード3244)
問合せ先 経営企画部 IR室 定塚 泉美
電話番号 03-5224-3139

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年1月24日開催の取締役会において、2024年2月27日開催予定の第42期定時株主総会で承認されることを条件として、決算期の変更及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとしておりますが、国際基準に事業年度を合わせることで、グローバル経営基盤を強化するとともに、事業運営の効率化を図り、適時・適切な経営情報の開示を目的として、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在	毎年11月30日
変 更 後	毎年12月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第43期は、2023年12月1日から2024年12月31日までの13か月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第43期の業績見通しにつきましては、2023年1月24日付「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

4. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

事業年度の変更に伴い、当社定款について、現行定款第35条（事業年度）の変更だけでなく、現行定款第12条（招集）、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）、現行定款第36条（期末配当及び基準日）及び現行定款第37条（中間配当及び基準日）に所要の調整を行うものであります。また、第43期事業年度は、2023年12月1日から2024年12月31日までの13か月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年<u>2</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>11</u>月<u>30</u>日とする。</p> <p>第 14 条～第 34 条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 35 条 当社の事業年度は、毎年 <u>12</u> 月 1 日から翌年 <u>11</u> 月 <u>30</u> 日までの 1 年とする。</p> <p>(期末配当及び基準日)</p> <p>第 36 条 当社は、毎年 <u>11</u> 月 <u>30</u> 日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当及び基準日)</p> <p>第 37 条 当社は、毎年 <u>5</u> 月 <u>31</u> 日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第 41 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条の定めるところによる。</p>	<p>(招集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月<u>31</u>日とする。</p> <p>第 14 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 35 条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月 1 日から <u>12</u> 月 <u>31</u> 日までの 1 年とする。</p> <p>(期末配当及び基準日)</p> <p>第 36 条 当社は、毎年 <u>12</u> 月 <u>31</u> 日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当及び基準日)</p> <p>第 37 条 当社は、毎年 <u>6</u> 月 <u>30</u> 日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条</u> 第 41 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条の定めるところによる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(事業年度変更に係る経過措置)</u></p> <p><u>第2条 本定款第35条(事業年度)の規定にかかわらず、第43期事業年度は、2023年12月1日から2024年12月31日までの13か月とする。</u></p> <p><u>2 第37条の規定にかかわらず、第43期の事業年度の中間配当の基準日は、2024年5月31日とする。</u></p> <p><u>3 本条は、第43期の事業年度終了後に、これを削除する。</u></p>

5. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年2月27日
定款変更の効力発生日	2024年2月27日

以 上